

議員提出議案第3号

三朝町議会会議規則の一部改正について

次のとおり三朝町議会会議規則の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第120条の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年3月20日

提出者	三朝町議会議員	山田道治
賛成者	三朝町議会議員	福田茂樹
賛成者	三朝町議会議員	香川和久
賛成者	三朝町議会議員	知久馬二三子
賛成者	三朝町議会議員	平井満博
賛成者	三朝町議会議員	遠藤勝太郎
賛成者	三朝町議会議員	杉原憲靖

三朝町議会規則第 号

三朝町議会会議規則の一部を改正する規則

三朝町議会会議規則(昭和62年三朝町議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正後	改正前
<p>(議案の提出)</p> <p>第 14 条 法第 112 条((議員の議案提出権))の規定によるものを除くほか、議員が議案を提出するに当たっては、2人以上の者の賛成がなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。</u></p> <p>(所管事務等の調査)</p> <p>第 73 条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。</p> <p>2 議会運営委員会が、法第 109 条の 2 <u>第 4 項</u>に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。</p>	<p>(議案の提出)</p> <p>第 14 条 法第 112 条((議員の議案提出権))の規定によるものを除くほか、議員が議案を提出するに当たっては、2人以上の者の賛成がなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(所管事務等の調査)</p> <p>第 73 条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。</p> <p>2 議会運営委員会が、法第 109 条の 2 <u>第 3 項</u>に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。</p>

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。